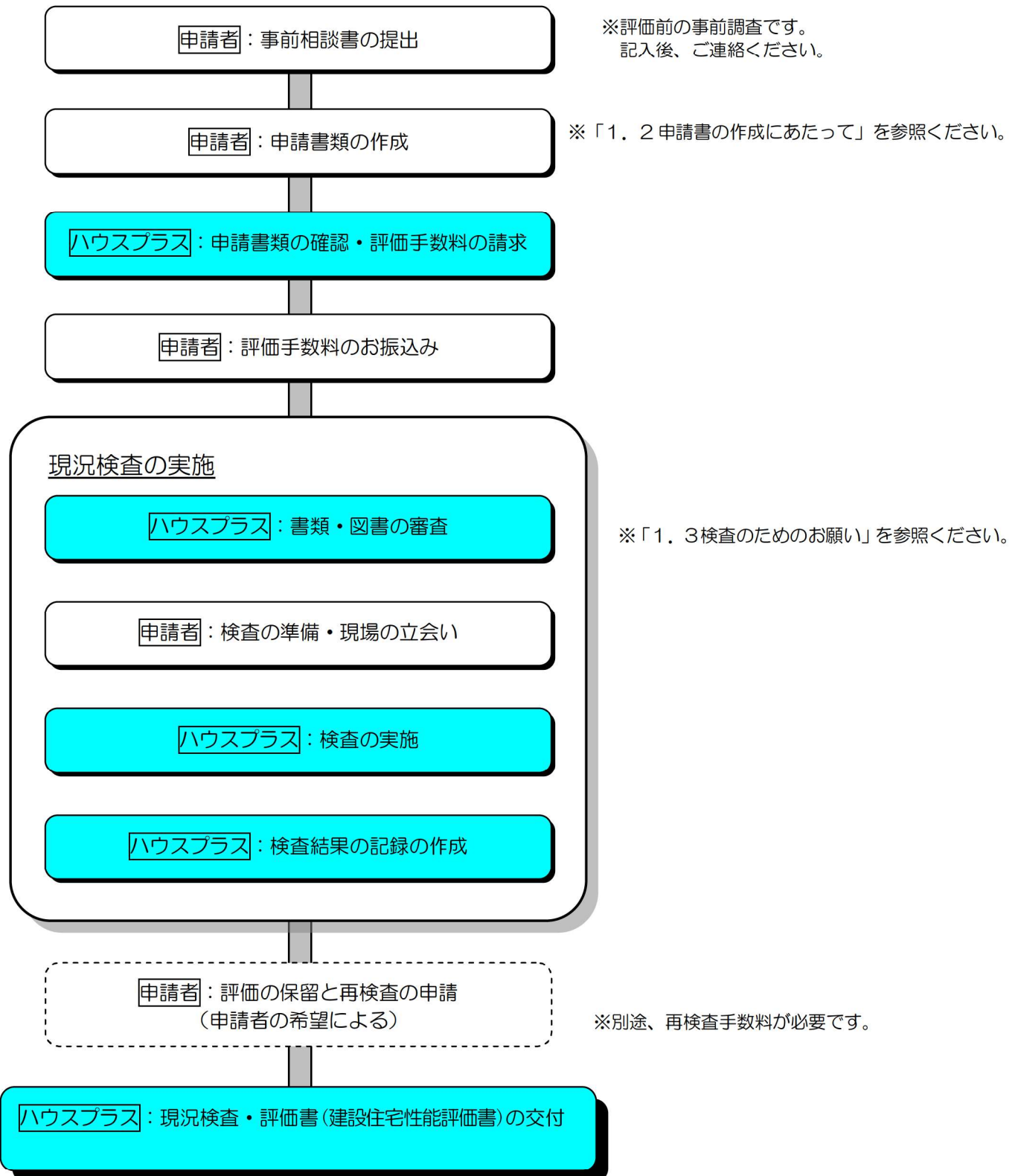


既存住宅性能表示制度評価申請の手引き（現況検査）

1-1. 申請手続きの基本的な流れ

一戸建ての住宅の建設住宅性能評価（既存住宅）の流れは以下のとおりです。

申請から評価書交付に至るまでの手続き



1-2. 申請書の作成にあたって

(0) 評価の申請に先立って、ハウスプラス事前相談書をご記入の上、お電話にてご連絡ください。
(問い合わせ先：03-4531-7205)

(1) 申請に必要な図書

以下の書類を2部ご準備ください。

No	図書名称	
①	サービス申込書（必須）	
②	申請書（必須）	省令別記様式第八号様式による申請書（法律で様式の定められているもの）
③	付近見取図（必須）	方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図（現地に行くまでの地図でも可）
④	平面図	各階平面図
⑤	立面図	北、東、南、西の4面
⑥	同意書 ^{※注1} （必須）	評価の実施に同意、協力することを明記した書類
⑦	申告書（必須）	住宅に関する基本的な事項を確認するための書類（不明な点は記入せずに、検査当日に評価員にご確認ください。）
⑧	委任状	手続きに関する一切を代理人に委任することを明記した書類（申請者が直接申し込みを行う場合は不要）

注1：同意を求める必要のある関係者の例

申請者	同意を求める必要のある関係者の例
建物所有者	居住者（申請者以外が評価対象住宅に居住している場合）
所有者以外の居住者	評価対象住宅（又は建築物）の所有者
仲介業者等	居住者、評価対象住宅（又は建築物）の所有者

また、過去に建設住宅性能評価を受けた物件で、その時の評価に用いられた図書等を用いて評価を行う場合は、以下の書類が必要です。

- 評価に用いられた図書
- 評価の際に提出した書類
- および指定住宅性能評価機関が発行した書類（評価書を含む）

1-3. 検査のためのお願い

- 建物の基礎・外壁検査のためのスペースや通路を予め確保してください。
- 次の部分の床、壁、天井が見えるようにしてください。
 - ・ 部屋（居間、洋室、和室、寝室等を指します）
 - ・ 階段
 - ・ 水廻り（台所、便所、浴室、脱衣室を指します）
 - ・ ベランダ
- 家具やポスターなどの移動を要する場合は、原則として立会いの方による移動をお願いします。
- 洗濯物やその他プライバシーに関わるものが、検査の支障となる場合がありますので、予め片付けをお願いします。
- 現況検査の実施中は、検査員と同行をお願いします。
- 検査当日に提示して頂く書類

「1-2」で示した図書の他に、「住宅に関する基本的な事項」を確認するため、ハウスプラスより以下に示す図書の提示が求められることがあります。これらは申告書の補完として評価に使用するものであり、揃えることが望ましい図書なので、必須ではありません。

- ◆新築時の売買契約書、請負契約書等
- ◆設計図書
- ◆建築基準法関係書類：確認済証（建築確認通知書）、中間検査合格証、検査済証
- ◆住宅金融公庫融資に係る工事審査の証明等
- ◆耐震診断等の第三者が行う検査に関する書類等
- ◆修繕、改修、取替え工事に関する請負契約書、工事関連図書等

1-4. 評価保留と再検査の申請について

建設住宅性能評価（既存住宅）において、現況検査で「補修または詳細調査を要する事象等が認められる」と判断された部位等について、現況検査・評価書の交付の前に適切な補修等を行った後に再検査を受けることができます。

なお、評価書の交付を保留する場合には、ハウスプラスに対して再検査の予定日を通知し、補修等が完了した後、再検査の申請手続きをしてください。再検査料金は、通常料金の半額となります。

申請者が補修等を希望しない場合は、評価を継続して、評価書が交付されます。

検査結果の報告と評価の保留の手続きの流れについては下記のフロー図を参照下さい。

○検査結果の報告と評価の保留の手続きの流れ

